



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次 告 示

- 佐賀県土地利用基本計画の一部変更

(四九三・土地対策課) 一

- 鳥栖基山都市計画流通業務地区に関する都市計画の決定

(四九四・まちづくり推進課) 三

- 鳥栖基山都市計画流通業務団地に関する都市計画の決定

(四九四・まちづくり推進課) 三

- 都市計画の変更

(四九五・

)

三

(四九六・

)

三

(四九七・

)

三

(四九八・

)

三

公 告

- 鳥栖流通業務団地整備事業の環境影響評価書の縦覧

(まちづくり推進課) 四

- 農業振興地域の区域の変更

(農山漁村課) 五

- 県営森下地区土地改良事業計画決定

(農地整備課) 八

- ひれふり地区換地計画

(農地整備課) 八

○ 告 示

● 佐賀県告示第四百九十三号

佐賀県土地利用基本計画の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十六年七月二十三日

佐賀県知事 古川康

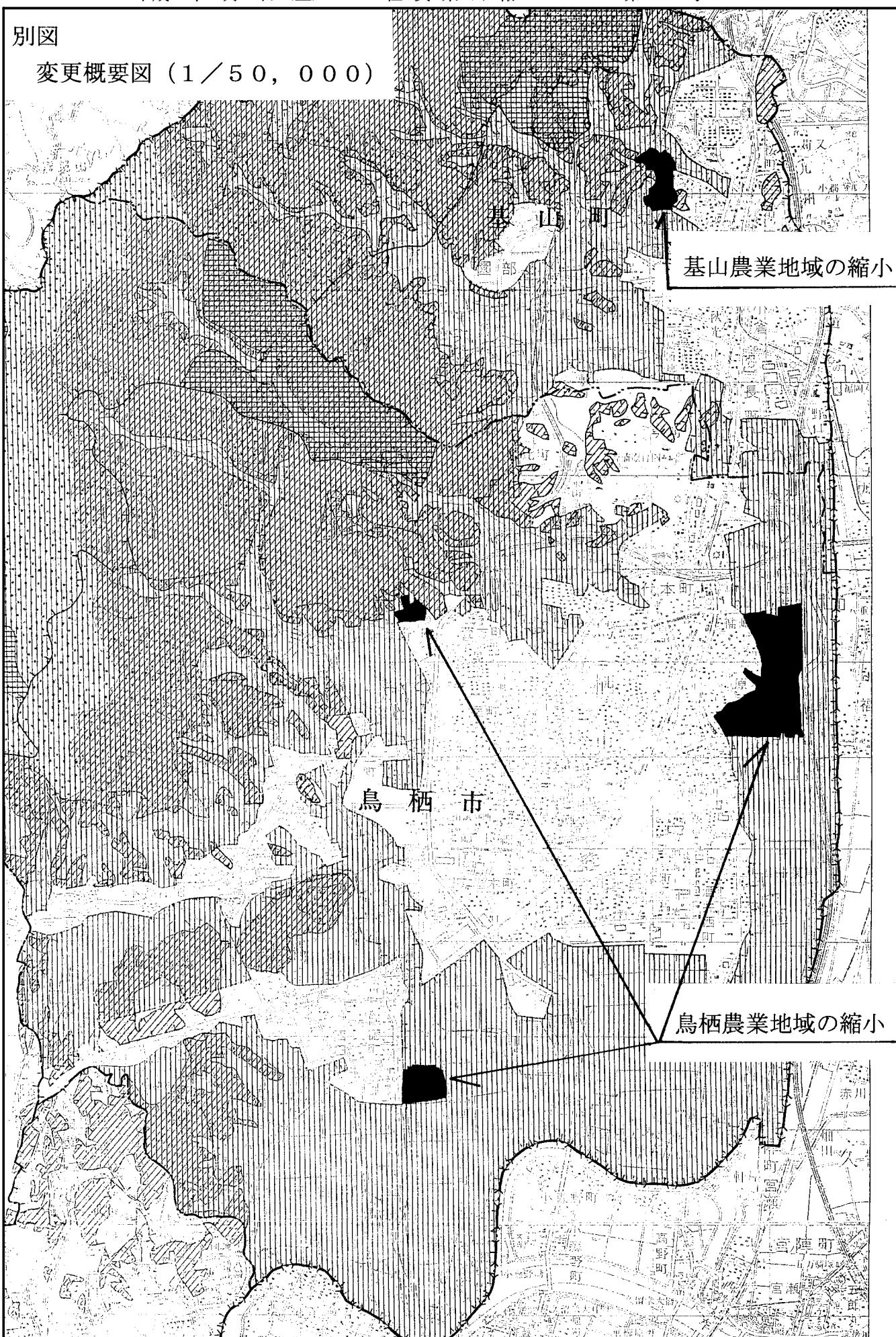
佐賀県土地利用基本計画の鳥栖市に係る農業地域の一部及び基山町に係る農

業地域の一部を別図（変更概要図）のとおり変更する。

平成16年
7月23日
(金曜日)
第 12484号

別図

変更概要図 (1/50,000)



●佐賀県告示第四百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年七月二十三日

佐賀県知事 古川康

一 都市計画の種類

鳥栖基山都市計画流通業務地区

二 都市計画を決定する土地の区域

鳥栖市幡崎町字牛相、字前田、字平田及び字クヌイ地内、姫方町字神水川、字栗内、字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原田地内、原町字長田及び字牟田地内並びに飯田町字中の坪及び字川巡地内

●佐賀県告示第四百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年七月二十三日

佐賀県知事 古川康

一 都市計画の種類

鳥栖基山都市計画流通業務団地

二 都市計画を決定する土地の区域

鳥栖市幡崎町字牛相、字前田、字平田及び字クヌイ地内、姫方町字神水川、字栗内、字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原

田地内、原町字長田及び字牟田地内並びに飯田町字中の坪及び字川巡地内

●佐賀県告示第四百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成十六年七月二十三日

佐賀県知事 古川康

一 都市計画の種類

鳥栖基山都市計画区域における区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域は、次に掲げる区域とする。

(一) 鳥栖流通業務団地地区（約七十・二ヘクタール）

鳥栖市幡崎町字牛相、字前田、字平田及び字クヌイ地内、姫方町字神水川、字栗内、字姫方、字甘草町、字百々田、字堀田、字蓮原、字草葉、字宮の前、字牟田及び字川原田地内、原町字長田及び字牟田地内並びに飯田町字中の坪及び字川巡地内

(二) 古賀地区（約四・三ヘクタール）

鳥栖市古賀町字宮の後及び字芳谷

(三) 幸津地区（約十三・八ヘクタール）

鳥栖市あさひ新町

(四) 玉虫地区（約十四・三ヘクタール）

基山町大字宮浦字玉虫及び字車路並びに大字小倉字吉原、字菖蒲坂及び

字七反田

●佐賀県告示第四百九十七号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第111条第1項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第111条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第一項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土へつ本部がむべく推進課において縦覧に供する。

平成十六年七月二十一日

佐賀県知事 古川 康

平成16年7月23日

佐賀県知事 古川 康

○ ◇ 取

佐賀県環境影響評価条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46号）第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第20条第2項の規定により鳥栖流通業務団地整備事業の環境影響評価書を作成したので、同条例第22条の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月23日
佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類
鳥栖基山都市計画道路 三・三・百二号 久留米甘木線

二 都市計画を定める土地の区域
追加する部分 鳥栖市姫方町字嫁坂、字障子田、字甘草及び字百々田地内

並びに幡崎町字幡崎、字前田、字牛相、字藤ヶ瀬及び字平田地内
削除する部分 鳥栖市姫方町字嫁坂、字岸下、字本川及び字池の上地内

● 佐賀県告示第四百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第111条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第111条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第一項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土へつ本部がむべく推進課において縦覧に供する。

平成十六年七月二十一日

佐賀県知事 古川 康

平成16年7月23日
佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類
鳥栖基山都市計画道路 三・四・百四号 飯田蔵上線

二 都市計画を定める土地の区域
追加する部分 鳥栖市飯田町字中の坪、重田及び川巡、姫方町字川原田及び牟田、原町字牟田及び下原並びに曾根崎町字ウグメ田、遠島及び原口

(2) 縦覧期間
ア 佐賀県県土へつ本部まちづくり推進課
イ 佐賀県鳥栖土木事務所
ウ 鳥栖市建設部都市計画課

平成16年7月23日（金）から平成16年8月23日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(3) 縦覧時間
9時から17時まで

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、指定図面は、佐賀県県土づくり本部農山漁村課並びに鳥栖市役所及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成16年7月23日

佐賀県知事 古川康

指定を変更する市町村	変更後の指定番号	変更理由	変更後の農業振興地域の区域の範囲
		次の区域を除いた区域	
	1	平成16年佐賀県告示第496号により変更された市街化区域	
	2	ゴルフ場敷地	
	3	競馬場敷地	
	4	自衛隊鳥栖燃料補給処敷地	
	5	麓刑務所敷地	
	6	農業としての土地の高度利用が見込まれない次に掲げる区域	
	(1)	袖比町字前田、字梅坂、字永田、字大久保、字平原、字安永田及び字大平の一部	
	(2)	今町字梅坂、字八ツ並及び字岸田の一部	
	7	規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべき次に掲げるもの	
	(1)	国有林野の全域	
	(2)	民有林野のうち次に掲げる区域を除いた区域	

林班	小班	番号	大字	字
1	ろ	全域	田代	八並
2	い	1~25	袖比	永田
"	に	9~17	"	神山
"	ほ	全域	"	萩野
13	は	12、46~49	神辺	都谷

(2) 民有林野のうち次に掲げる区域を除いた区域

林班	小班	番号	大字	字
1	い	1、2、50~52	園部	正応寺
2	ろ	29~48	"	鎌浦
4	い	40~45	"	開田
"	ろ	はにほ	"	笛原
"	は	1~5、21~27	"	小野谷
"	い	18、19	"	黒目牛
"	ろ	22~24	"	柳原
"	い	2~6	"	若松
"	は	1~8	"	柳原
"	い	18~20	"	大谷
"	い	6~9	"	向江
"	は	4、16~19	"	契り
"	い	2~5	"	古屋敷
"	は	41~45	"	三反田
"	い	1~15	"	長浦
"	は	1~29	"	鎮西隈、才の上
"	い	1~17	"	長浦
"	は	1~3	"	高畠
"	い	17	"	宮浦
"	は	21	"	猪の目
"	い	8、9	"	宮後
"	は	1~3	"	宮脇
"	い	1~11	"	仁連寺
"	は	1~32	"	藤川、仁連寺、吉ヶ谷
"	い	1~34	"	吉ヶ谷
"	ほ	1、2	"	丸林
"	い	27~30	"	倉谷

平成16年7月23日(金)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）森下地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月23日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池等整備）森下地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年7月26日から平成16年8月20日まで
- 3 縦覧の場所
塩田町役場及び有明町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備）ひれふり地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月23日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（畑地帯総合整備）ひれふり地区換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年7月26日から平成16年8月20日まで
- 3 縦覧の場所
浜玉町役場